

長崎県知事 中村法道 様

やめさせよう石木ダム建設！全国集会実行委員会
実行委員長 藤澤 秀雄

「やめさせよう石木ダム建設！全国集会」 宣 言

石木ダムは全く必要ない。石木ダム事業計画からの撤退を求める。

石木ダム建設問題をめぐる情勢は、いま重大な段階にある。本年9月6日、国交省九州地方整備局は土地収用法に基づいて石木ダム建設について事業認定の告示を行った。

中村法道長崎県知事は、この日の記者会見で「強制収用は別途手続きが必要だが、しかるべき段階で決断を求められる」（9月7日、長崎新聞）「理解が得られない場合は（強制収用が）選択肢としてありうる」（9月7日、西日本新聞）という態度表明を行った。さらに10月21日の県議会の質疑で「現段階で、将来にわたって（収用裁決の）申請しないと答弁は致しかねる」と答えた。これは先の県知事選挙での中村知事の「強制収用はしない」という公約や県議会など公の場での同様の言明を裏切るものであり、言語道断である。

ダム建設予定地の13世帯60人の住民は、即座に「佐世保市の水は足りている。必要のないダム建設・強制収用による追い出しは絶対に認められない。私たちはいつまでもこの故郷（ふるさと）に住み続ける」という見解を表明した。全く正当であり当然である。

地元紙・長崎新聞も10月19日、「石木ダム事業認定、切実度が理解しにくい状況」という社説を発表。「（佐世保市の）給水量は年々下降」「今後も工場用水など水需要の増大を想定する行政の説明を疑問視する声があるのは自然な反応である」と述べ、最後に「強制収用など論外」と断じている。いよいよこの事業が「ダム建設ありき」で進められ、目的を大きく逸脱した不要な計画であることが明らかになった。

強制収用は、水没予定地の住民13世帯60人の生活と生業の場・先祖伝来の故郷を奪い、住民の居住権・基本的人権を侵害する。長崎県の担当者は反対地権者とは「地縁・血縁を通じて交渉する」（10月6日、長崎新聞）と発言したが、これは「長崎県個人情報保護条例」に違反し、憲法違反であることが10月21日の県議会で追及された。村井禎美土木部長は何の反論も出来ず「法令・条例違反はいたしません」と答弁した。私たちはこのことを厳しく監視する。石木ダム建設計画のため半世紀に亘り苦しめられてきたこの人たちを、さらに苦しめることはやめるべきである。

今、ダム建設反対の声は大きく広がっている。私たちはこの声をいっそう強固なものにして、事業認定の取り消しと事業主の長崎県と佐世保市が、石木ダム事業計画から完全撤退するまで、長崎県民や全国の仲間と共に最後まで闘いぬく。

以上、本集会の名において宣言する。